

県立学校学習者用タブレット端末等売却単価契約業務仕様書

1. 目的

GIGA スクール構想の下で整備された端末（以下、「1人1台端末」という。）を含め、使用済となったパソコン・タブレット端末等には、いわゆる都市鉱山と呼ばれるレアメタル等の有用な金属が多く含まれており、国内で金属資源の枯渇リスクが顕在化する中、適正に再使用・再資源化を推進する必要性は、国が示した「第五次循環型社会形成推進基本計画（令和6年8月2日閣議決定）」でも明らかにされている。

他方、端末内には使用していた児童・生徒個人に紐づくデータが保存されていることから、それを適切に売却（再使用・再資源化）する必要性は極めて高い。

こうした背景から、文部科学省・経済産業省・環境省は使用済み端末の適切な売却（再使用）方法（令和5年10月26日付「GIGA スクール構想の下で整備された1人1台端末等の適切な処分（再使用又は再資源化）等について」）を提示しており、本業務においては、この方針に沿って適切に売却（再使用・再資源化）を行う事を目的とする。

2. 受託条件

受託者（以下、「乙」という。）は、使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号。以下、「小型家電リサイクル法」という。）第10条第3項の認定（使用済小型電子機器等の収集を行う区域に、大分県を含んでいるものに限る。）を受けていること。

または資源の有効な促進に関する法律（平成3年法律第48号。以下、「資源有効利用促進法」という。）に基づく製造事業者であること。なお、契約時には認定を受けていることを証明する書類を提出すること。

1人1台端末が情報機器である性質を踏まえ、乙が3. 業務内容に定める小型家電リサイクル法の認定計画に基づくパソコン・タブレットの売却（再使用・再資源化）実績（前年度の売却実績が本件売却台数を上回ること）を十分に有していること。なお、契約時には前年度の売却実績を示す書類を提出すること。

3. 業務内容

乙は、甲の県立学校で使用していた1人1台端末等を回収し、以下の手順で業務を遂行する。

回収した全端末について乙の拠点において1台ずつ動作確認（検査）及びデータ消去作業を実施する。動作確認の結果、8. 売却（再使用・再資源化）方法に定める基準に基づき、各端末を「Aランク」「B・Cランク」「Dランク」に選別し、以下の通り取り扱うものとする。

1. A ランク（再使用可能品）：乙が買い取り、認定計画に従い適正に再使用（リユース）を行う。
2. B・C ランク（条件付き再使用品）：
 - ア このうち、甲が指定する数量（1,500 台）については、データ消去作業完了後に甲へ返却を行う（以下、「返却対象品」という）。
 - イ 返却対象品以外の B・C ランク品については、D ランク品と同様に「再資源化品」として乙が買い取りを行う。
3. D ランク（再資源化品）：乙の再資源化事業計画に従い、適正に再資源化（リサイクル）を行う。

4. 売却（再使用・再資源化）方法

乙は、引渡しを受けた対象品について、下記を満たす方法により業務を実施すること。

(1) ランク分け基準

回収した端末は、以下の基準により選別（グレーディング）を行うこと。

- ・A ランク：特に傷や問題がなく、再使用（リユース）が可能と判断されるもの。
- ・B ランク・C ランク：動作及び利用は可能であるが、画面のヒビや筐体の傷等、外装に損傷が認められるもの。
- ・D ランク：動作しない、電源が入らない等、利用自体に問題があると認められるもの。

(2) データ消去

大分県教育情報セキュリティポリシーに基づいたデータ消去を行うこと。具体的な方法として、作業ログの取得が可能な専用ソフトを用いた上書き消去方式・ブロック消去方式・暗号化消去方式等で確実に消去を行うこと、故障等により上書き消去方式が不可能な端末は、データの復元が不可能といわれる状態まで記憶媒体を物理的に破壊を行う等、適切な消去方法を用いること。

5. 留意事項

(1) 損害賠償

業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、甲の責に帰すべきものを除き、全て乙の責任において処理すること。

(2) その他

予定数量は変動する可能性がある。最終的な台数はランク判定後の実数に基づき確定するものとする。

(別紙 1)

予定数量・内訳書

1. 総引渡し予定数： 14,473 台
2. 売却対象（予定数量）： 12,973 台
 - ・再使用可能品（A ランク）： 11,690 台
 - ・再資源化品（B～D ランク）： 1,283 台
3. 返却対象（売却対象外）： 1,500 台
 - ・返却対象品（B～C ランク）： 1,500 台